愛知県名古屋飛行場編

（募集要項　様式資料編）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式名称 | 様式番号 | 頁 |
| 指定管理者指定申請書 | （様式１－１） | 3 |
| 指定管理者指定申請辞退届 | （様式１－２） | 4 |
| 指定管理者業務の実施に関する計画書 | （様式２－１） | 5 |
| 指定管理者指定申請書総括表 | （様式２－２） | 6 |
| 計画－１　「平等な利用の確保に関する方針」 | （様式３－１） | 7 |
| 計画－２　「施設の基本的な管理運営方針」 | （様式３－２） | 8 |
| 計画－３　「施設の維持管理についての考え方」 | （様式３－３） | 9 |
| 計画－４　「利用者サービス向上への取り組み」 | （様式３－４） | 10 |
| 計画－５　「広報等業務に関する取り組み」 | （様式３－５） | 11 |
| 計画－６　「地域や関係機関との連携についての考え方」 | （様式３－６） | 12 |
| 計画－７　「経費縮減への取り組み」 | （様式３－７） | 13 |
| 計画－８ | 「管理運営に係る収支計画の概要」 | （様式３－８－１） | 14 |
| 　収支計画書 | （様式３－８－２） | 15 |
| 計画－９　「施設管理に関する技術等」 | （様式３－９） | 16 |
| 計画－１０ | 「施設管理の実施体制の概要」 | （様式３－10－１） | 17 |
| 人員配置計画書 | （様式３－10－２） | 18 |
| 業務の再委託及びその点検方法 | （様式３－10－３） | 20 |
| 計画－１１「人材育成の方針」 | （様式３－11） | 21 |
| 計画－１２「緊急時の体制の概要」 | （様式３－12） | 22 |
| 計画－１３「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」 | （様式３－13） | 23 |
| 計画－１４「諸規程の整備又は方針」 | （様式３－14） | 24 |
| 計画－１５「管理運営に係るPR事項」 | （様式３－15） | 25 |
| 計画－１６「自主事業に関する提案」 | （様式３－16） | 26 |
| 社会的価値の実現に資する取組に関する報告書 | （様式４） | 27 |
| 法人等概要書、法人役員等一覧 | （様式５－１・２） | 29 |
| 主要業務実績一覧 | （様式６－１） | 31 |
| 愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム等の管理運営業務に関する実績状況 | （様式６－２） | 32 |
| 誓約書 | （様式７） | 33 |
| 共同体構成員届（共同体の場合） | （様式８） | 34 |
| 愛知県名古屋飛行場及び管理運営業務に関する共同体協定書（共同体の場合） | （様式９） | 35 |
| 委任状 | （様式１０） | 36 |
| 愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム指定管理者募集に係る現地説明会の参加について | （様式１１） | 37 |
| 愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム指定管理者申請に係る質疑書 | （様式１２－１・２） | 38 |
| （資料） |  |  |
| 愛知県名古屋飛行場平面図 | （資料１） | 40 |
| 地方自治法（抜粋） | （資料２） | 41 |
| 関係条例・規則 | （資料３） | 42 |
| 指定管理業務の経費状況 | （資料４） | 64 |

（様式１－１）

指定管理者指定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　愛知県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条第２項の規定により申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　公の施設の名称　愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム

（添付書類）

　１　指定管理者業務の実施に関する計画書

　２　定款又はこれに準ずるもの

　３　申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの

　４　知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

　５　組織及び運営に関する事項を記載した書類

　６　現に行っている業務の概要を記載した書類

　７　その他知事が必要と認める書類

（様式１－２）

指定管理者指定申請辞退届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　愛知県知事　殿

申請者　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため　　年　　月　　日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　申請辞退理由：

（様式２－１）

指定管理者業務の実施に関する計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 愛知県名古屋飛行場 |
| 住　　所 |  |
| 法人等名 |  |
| 代表者名 |  |
| Ｔ Ｅ Ｌ |  |
| Ｆ Ａ Ｘ |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者所属 |  |
| 担当者氏名 |  |

（様式２－２）

指定管理者指定申請書総括表（　愛知県名古屋飛行場　）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の名称（所在地） |  |
| 平等な利用の確保に関する方針（詳細は様式3-1） |  |
| 施設の基本的な管理運営方針（詳細は様式3-2） |  |
| 施設の維持管理についての考え方（詳細は様式3-3） |  |
| 利用者サービス向上への取り組み（詳細は様式3-4） |  |
| 広報等業務に関する取り組み（詳細は様式3-5） |  |
| 地域や関係機関との連携についての考え方（詳細は様式3-6） |  |
| 経費縮減への取り組み（詳細は様式3-7） |  |
| 管理運営に係る収支計画の概要（詳細は様式3-8-1･3-8-2） |  |
| 施設管理に関する技術等（詳細は様式3-9） |  |
| 施設管理の実施体制の概要（詳細は様式3-10-1･3-10-2･ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表･3-10-3） |  |
| 人材育成の方針（詳細は様式3-11） |  |
| 緊急時の体制の概要（詳細は様式3-12） |  |
| 個人情報保護及び情報公開に対する考え方（詳細は様式3-13） |  |
| 諸規定の整備又は方針（詳細は様式3-14） |  |
| 管理運営に係るPR事項（詳細は様式3-15） |  |
| 自主事業に関する提案（詳細は様式3-16） |  |

（様式３－１）

　「平等な利用の確保に関する方針」

|  |
| --- |
| 　愛知県名古屋飛行場を管理運営するうえで、利用者の平等な利用の確保に関する方針について記入してください。 |
|  |

（様式３－２）

　「施設の基本的な管理運営方針」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場の設置目的を踏まえ、どのような管理運営を行っていくか基本的な考え方を記入してください。繁忙期駐車場（基地祭等イベント時含む）対応等混雑時の対応を含めて記入してください。（運営方針、理念等） |
| (1)　飛行場の課題についてどのように認識しているか記入してください。(2)　県と指定管理者との役割分担をどのように認識しているか記入してください。(3)　上記を踏まえた管理運営方針等について記入してください。 |

（様式３－３）

　「施設の維持管理についての考え方」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等について基本的な考え方及び重視するポイント（障害発生に対する指定管理内部の体制や連絡手順を含む）を記入してください。また、各業務（土木施設、航空灯火・電気施設及び航空保安無線施設、建築施設）ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。 |
| (1) 基本的な考え方及び重視するポイント(2) 具体的な方法、内容、頻度等①安全管理②植栽管理③清掃④設備保守点検⑤施設の修繕⑥その他 |

（様式３－４）

　「利用者サービス向上への取り組み」

|  |
| --- |
| 　利用者サービスの向上に対する取り組みについて記入してください。 |
| (1) どのようにして愛知県名古屋飛行場の利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営に反映するか記入してください。(2) トラブルが発生した場合（SNS炎上等への対応含む）や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について記入してください。トラブル解決に向けた指定管理者の内部体制も明記すること。(3) 迷惑行為等に対する具体的な対応策を含む、その他の取り組みについて記入してください。 |

（様式３－５）

　「広報等業務に関する取り組み」

|  |
| --- |
| 広報等業務に関して利用者への周知に関する取組について記入するとともに、その具体的な方針や手法について記入してください。繁忙期（基地祭等イベント時含む）の駐車場広報対応を含めて記入してください。また、自主事業を実施する予定がある場合は、その内容を記入するとともに、別途、事業計画書（様式３－１６）を提出してください。 |
| （１）取組内容（２）方針及び手法（３）自主事業について |

（様式３－６）

　「地域や関係機関との連携についての考え方」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場の運営にあたり、住民との協働や地域・団体、関係機関との連携の考え方について記入してください。なお、「空の日」やその他イベント等、県の空港関連の取組に対する対応を必ず明記すること。 |
|  |

（様式３－７）

　「経費縮減への取り組み」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場の管理運営にあたり、どのようにして効率的な管理運営を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。 |
|  |

（様式３－８－１）

　「管理運営に係る収支計画の概要」

|  |
| --- |
| 収支計画書（様式３－８－２）を作成するとともに、その積算内訳を添付してください。（様式任意。但しＡ４版で作成してください。） |
|  |

（様式３－８－２）

「収支計画書」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 |
| 収入 | 指定管理料収入 |  |  |  |  |  |
| 収入計(ａ) |  |  |  |  |  |
| 管理運営費（支出） | 人件費 |  |  |  |  |  |
| 飛行場運用・場面管理費 |  |  |  |  |  |
| 警務費 |  |  |  |  |  |
| 土木施設管理費 |  |  |  |  |  |
| 除雪費 |  |  |  |  |  |
| 庁舎管理費 |  |  |  |  |  |
| ターミナル管理費 |  |  |  |  |  |
| 駐車場管理費 |  |  |  |  |  |
| 航空灯火・電気施設管理費 |  |  |  |  |  |
| 航空保安無線施設管理費 |  |  |  |  |  |
| 気象観測施設管理費 |  |  |  |  |  |
| 消火救難業務費 |  |  |  |  |  |
| 車両維持管理費 |  |  |  |  |  |
| 騒音測定費 |  |  |  |  |  |
| 光熱水費 |  |  |  |  |  |
| 一般管理費（共通経費） |  |  |  |  |  |
| 消費税 |  |  |  |  |  |
| 非常用発電装置保守点検 |  |  |  |  |  |
| 繁忙期臨時駐車場運用費 |  |  |  |  |  |
| 公用車リース費用 |  |  |  |  |  |
| 管理運営費（支出）計(ｂ) |  |  |  |  |  |
| 収支差(ａ)－(ｂ) |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |

※１　事務所運営費には、通信運搬費、消耗品費、消耗備品費、手数料、保険料、租税公課費、旅費交通費等を含めてください。

※２　その他特記事項（考え方等）があれば、備考に記入してください。

※３　各項目積算内訳を添付してください(なお、積算根拠が分からない場合等について、追加で資料の提出をお願いすることがあります)。

（様式３－９）

「施設管理に関する技術等」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場の管理運営を行うにあたり、貴団体が持っている技術、手法及び経験等でアピールしたい事項があれば記入してください。 |
|  |

（様式３－10－１）

　「施設管理の実施体制の概要」

|  |
| --- |
| 愛知県名古屋飛行場にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」（様式３－１０－２）を作成するとともに、責任体制・業務実施体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。 |
|  |

（様式３－10－２）

「人員配置計画書」

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　　職 | 担当業務内容 | 能力、資格、実務経験年数など | 雇　用　形　態 | 職員の年齢層 | １週間の勤務時間 | 備　　考 |
| 正規 | ﾊﾟｰﾄ | 委託 | その他（具体的に記入） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※仕様書を確認し必要な職員を記入してください。

※配置する職員全てについて記入してください。

※役職については、愛知県名古屋飛行場を管理運営するうえで必要と思われる役職を記入してください。ただし、総括責任者、所長、運営業務責任者、施設管理業務責任者については必ず記入してください。（総括責任者と所長は兼務することができます。）

※能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定のうえ記入してください。

※職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

　正規職員とは、週４０時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。パートは、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層は、２０代、３０代等目安で結構ですので記入してください。

※愛知県名古屋飛行場に常勤する職員を除き、貴団体の本社などで愛知県名古屋飛行場の管理に係わる人員を置く場合は、備考欄にその旨記入し、週間勤務時間に愛知県名古屋飛行場管理運営業務に係わる時間を記入してください。

※本表とは別に管理運営に係る勤務ローテーション表（標準１ヶ月：Ａ４版、様式任意）の案を作成し提出してください。

（様式３－10－２）

人員配置計画書（記入例）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　　職 | 担当業務内容 | 能力、資格、実務経験年数など | 雇　用　形　態 | 職員の年齢層 | 一週間の勤務時間 | 備　　考 |
| 正規 | ﾊﾟｰﾄ | 委託 | その他（具体的に記入） |
| 総括責任者 | 指定管理業務の全般、マネージメント | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ５０代 | ４０ｈ |  |
| 飛行場運用業務責任者 | 飛行場運用業務全般、一般管理業務全般、経理、庶務事務 | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ３０代 | ４０ｈ |  |
| 運用スタッフ① | 飛行場運用業務、一般管理業務経理担当、総合案内 | 簿記資格 | ○ |  |  |  | ２０代 | ４０ｈ |  |
| 運用スタッフ② | 一般管理業務、総合案内 |  |  |  |  | 契約社員 | ２０代 | ４０ｈ |  |
| 飛行場管理業務責任者 | 飛行場管理業務全般 | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ４０代 | ４０ｈ |  |
| 管理スタッフ① | 土木施設管理業務、場面管理業務 | １級土木施工管理技士の資格 | ○ |  |  |  | ２０代 | ４０ｈ |  |
| 管理スタッフ② | 警務業務、場面管理業 | 施設警備業務検定陸上無線技術士 |  | ○ |  |  | ３０代 | ４０ｈ |  |
| 航空保安業務責任者 | 航空保安業務全般 | 空港実務経験○年第3種電気主任技術者 | ○ |  |  |  | ２０代 | ４０ｈ |  |
| 　　保安スタッフ① | 航空灯火・電気施設業務 | 乙種第４類危険物取扱者第3種電気主任技術者 |  |  | ○ |  | ４０代 | ４０ｈ |  |
| 保安スタッフ② | 航空灯火・電気施設業務 | 第3種電気主任技術者陸上無線技術士 |  |  | ○ |  | ３０代 | ４０ｈ |  |
| 　　保安スタッフ③ | 航空灯火・電気施設業務、航空保安無線施設業務 | 第3種電気主任技術者第2級陸上無線技術士 | ○ |  |  |  | ４０代 | ４０ｈ |  |
| その他業務責任者 | その他業務全般 | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ４０代 | ２０ｈ |  |
| スタッフ① | 建築施設管理業務 | 甲種防火管理者建築物環境衛生管理技術者 |  |  |  | 派遣社員 | ３０代 | ４０ｈ |  |
| スタッフ② | 医療搬送業務、駐車場管理 | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ３０代 | ４０ｈ |  |
| スタッフ③ | 医療搬送業務、駐車場管理 | 空港実務経験○年 | ○ |  |  |  | ６０代 | ４０ｈ |  |

（様式３－10－３）

　「業務の再委託及びその点検方法」

|  |
| --- |
| 業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記入してください。 |
|  |

（様式３－11）

　「人材育成の方針」

|  |
| --- |
| 　業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について記入してください。 |
|  |

（様式３－12）

　「緊急時の体制の概要」

|  |
| --- |
| 　事故や災害発生時などの緊急時の体制について、連絡方法及び対応（訓練や研修等）を含めて記入してください。また、事故や災害発生時に的確に対応するための平時の取組（職員研修や施設の構成構造や特性を踏まえた訓練の実施等）についても、大規模災害時には広域防災拠点となる施設であることも踏まえて具体的に記入してください。 |
|  |

（様式３－13）

　「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」

|  |
| --- |
| 　個人情報保護に対する考え方等及び情報公開についての考え方について記入してください。（規程等を定めている場合は添付してください。） |
| 　（１）個人情報保護に対する考え方及び個人情報の取扱い　（２）情報公開に対する考え方（要綱等を制定済みであればその内容も） |

（様式３－14）

　「諸規程の整備又は方針」

|  |
| --- |
| 　就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについて規程等を定めている場合は添付してください。明文化したものがない場合はどのような方針で行っているか記入してください。　また、各業務のマニュアル等の策定方針等についても記入してください。 |
|  |

（様式３－15）

　「管理運営に係るPR事項」

|  |
| --- |
| 　当該施設管理に対する参加意欲、抱負、PRしたい事項について記入してください。 |
|  |

（様式３－１６）

　「自主事業に関する提案」

|  |
| --- |
| 自主事業についての提案があれば記入してください。　特に、飲食店及び売店、自動販売機の設置や、指定管理料の削減につながる提案があれば、積極的に記入してください。　なお、飲食店及び売店、自動販売機の事業者選定を行う場合は、公平な競争による選定を行ってください。 |
|  |



（様式４）



（様式５－１）

法人等概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 売上高 |  |
| 従業員数 |  |
| 業務内容 |  |
| 法人等の特色 |  |

（様式５－２）

法人役員等一覧（法人名　：　　　　　　　　 　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ）氏　　　名 |  | 住　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※指定管理者の申請資格を確認するため、回答内容について、関係機関に照会することがあります。

※法人については非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体については法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

※欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。

※共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください。

（様式６－１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　務　　名 | 業　務　内　容 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

主要業務実績一覧

※本書には過去３箇年程度の主要実績業務について記入してください。

　（愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムやその類似施設の管理運営業務に関する業務実績がある場合は、様式６－２に記入してください。）

※業務内容欄には、業務の概要、受注額、発注者等について詳細に記入してください。（様式６－２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　務　　名 | 業　務　内　容 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム等の管理運営業務に関する実績状況

※本書には過去３箇年程度の愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムやその類似施設の管理運営業務に関する業務実績について記入してください。

※業務内容欄には、施設の概要（施設名称、所在地、施設規模、年間集客数等）、業務の概要（業務内容、管理運営体制、管理運営業務の期間等）、受注額、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

（様式７）

誓 約 書

 　愛　知　県　知　事　　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 　月 　　日

所在地

 団体名

 代表者氏名

（共同体の場合、構成員連名で、押印してください）

 愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムの指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

・指定管理者募集要項第３第１項の申請資格要件を満たしています。

・提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

（様式８）

共同体構成員届

 　　　　年　　月　　日

 愛　知　県　知　事　　殿

 共同体の名称

 構成員（代表者） 所在地

 名　称

 代表者氏名

 構成員 所在地

 名　称

 代表者氏名

 構成員　　　　　 所在地

 名　称

 代表者氏名

　このたび、愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムにおける指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

（様式９）

愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム管理運営業務に関する共同体協定書

第１条

（目的）

第２条

（名称）

第３条

（所在地）

第４条

（成立の時期及び解散の時期）

第５条

（構成員の所在地及び名称）

第６条

（代表者の名称）

第７条

（代表者の権限）

第８条

（構成員の責任）

第９条

（権利義務の制限）

第10条

（構成員の脱退に対する措置）

第11条

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第12条

（協定書に定めのない事項）

　　　　年　　月　　日

 構成員（代表者）　 所在地

 　 名　称

 代表者氏名

 構成員 所在地

 名　称

 代表者氏名

※上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

（様式１０）

委　任　状

　愛　知　県　知　事　殿

 共同体の名称

 構成員（代表者）　 所在地

 　 名　称

 　 代表者氏名

 構成員 所在地

 名　称

 代表者氏名

　私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

　受任者

 所在地

 共同体の代表者 名　称

 代表者氏名

委任事項

１　愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムの指定管理者申請関係書類の作成及び提出

２　愛知県と愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムの管理運営業務についての協定書の締結

３　愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアムの管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

（様式１１）

年　月　日

　愛知県都市・交通局航空空港課長　殿

 （申請者）

所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム指定管理者募集に係る

現地説明会の参加について

 このことについて、下記の担当者が出席します。

記

参加者名（役職）：

連絡先　ＴＥＬ：

 ＦＡＸ：

 E-mail：

（様式１２－１）

年　月　日

「愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム指定管理者申請に係る質疑書」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ－mail：

書式１２－２

　　　　　　質疑書（愛知県名古屋飛行場及びあいち航空ミュージアム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料名称ページ数行数 | 質疑事項 | 回答 |
|  | 用紙が不足する場合は、複写して使用してください。 |  |

※資料名称は、本募集事項に関するものは「募集要項」、愛知県名古屋飛行場管理運営業務使用書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。

（資料１）

愛知県名古屋飛行場平面図



（資料２）

地方自治法（抜粋）

第１０章　公の施設

（公の施設）

第244条 　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２ 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

３ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

２ 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

３ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

５ 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７ 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

８ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

９ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

２ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

３ 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第244条の4 　普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

２ 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

３ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

４ 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

５ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

６ 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

（資料４）

（資料３）

愛知県名古屋飛行場条例

平成十六年七月二日

条例第四十四号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 改正 | 平成一六年一二月二一日条例第七三号 | 平成一九年　三月二三日条例第二〇号 |  |
|  | 　 | 平成二〇年　三月二五日条例第一二号 | 平成二〇年一〇月一四日条例第四四号 |  |
|  | 　 | 平成二二年　三月二六日条例第一〇号 | 平成二三年　三月二二日条例第一七号 |  |
|  | 　 | 平成二六年　三月二八日条例第七号 | 平成二六年　三月二八日条例第一九号 |  |
|  | 　 | 平成二六年一〇月一四日条例第六〇号 | 平成二八年　七月　八日条例第四一号 |  |
|  | 　 | 平成二九年　三月二八日条例第九号 | 平成三〇年　三月二七日条例第一二号 |  |
|  |  | 平成三一年　三月二二日条例第四号 | 令和　元年一二月二四日条例第六四号 |  |
|  |  | 令和　三年　三月二六日条例第二二号 |  |  |

愛知県名古屋飛行場条例をここに公布する。

愛知県名古屋飛行場条例

（設置等）

第一条　航空交通の発達に資するため、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）を西春日井郡豊山町に設置する。

２　県は、飛行場を運用するに当たっては、飛行場がコミューター航空、ビジネス航空その他小型航空機による航空交通の拠点となるよう努めるものとする。

（運用時間）

第二条　飛行場の運用時間（飛行場の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）を航空機の離着陸（離着陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のための利用に供する時間をいう。以下同じ。）は、午前七時から午後十時までとする。

２　知事は、定期便の遅延、飛行場の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、前項の飛行場の運用時間を変更することができる。

（運用時間外の利用の許可等）

第三条　飛行場の運用時間外に航空機の離着陸のため飛行場の滑走路等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けた者は、飛行場の滑走路等を利用しようとするときは、飛行場の滑走路等が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

（利用の届出等）

第四条　航空機の離着陸、停留その他知事が定める行為（以下「離着陸等」という。）のため飛行場の滑走路等を利用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　知事は、航空機の離着陸等のため飛行場の滑走路等を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、その利用について飛行場の管理上必要な指示をすることができる。

（重量制限）

第五条　利用者は、換算単車輪荷重が四十三トンを超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

２　前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の最大離陸重量に、次の各号に掲げる航空機の主脚の型式の区分に応じ、当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。

一　単車輪　〇・四五

二　複車輪　〇・三五

三　複複車輪　〇・二二

四　四脚四輪　〇・〇九

３　前項各号に掲げる航空機の主脚の型式のいずれにも該当しない航空機の使用の制限については、規則で定める。

４　知事は、飛行場の滑走路等の状況、使用頻度等を考慮し、飛行場の滑走路等が当該航空機の安全な離着陸等に耐えることができると認めるときでなければ、第一項ただし書の規定による許可をしてはならない。

（停留等の制限）

第六条　利用者は、知事が定める場所以外の場所において、航空機を停留させ、又は航空機の旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

（給油作業等の制限）

第七条　飛行場においては、次の各号のいずれかに該当する場合には、航空機の給油又は排油の作業を行ってはならない。

一　給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。

二　航空機の発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。

三　旅客が航空機内にいるとき（必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。）。

四　航空機の無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件が使用されているとき。

（入場の制限等）

第八条　知事は、混雑の予防その他飛行場の管理上必要があると認めるときは、飛行場への入場を制限し、若しくは禁止し、又は入場した者の行為を制限することができる。

（立入制限区域）

第九条　飛行場の滑走路等その他知事が立入りを制限する旨を標示する区域（以下「立入制限区域」という。）には、航空機の乗組員若しくは旅客が航空機に乗降するため立ち入る場合又は知事の許可を受けた場合を除き、立ち入ってはならない。

（車両の運行等の制限）

第十条　立入制限区域内において車両を運行の用に供しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

２　立入制限区域内において車両を運転しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

３　飛行場においては、知事が定める場所以外の場所で、車両を駐車し、修理し、又は清掃してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（禁止行為）

第十一条　飛行場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一　飛行場の施設を損傷し、又は汚損すること。

二　知事が定める場所以外の場所において、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること（知事が定める場合を除く。）。

三　知事が定める場所以外の場所において、可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。

四　知事が定める場所以外の場所において火気を使用すること。

五　知事が定める場所以外の場所において喫煙すること。

六　前各号に掲げるもののほか、飛行場の秩序を乱し、又は飛行場の機能を損なうおそれのある行為をすること。

（会議室の利用の許可等）

第十二条　飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設若しくは駐車場を利用しようとする者、催事室を利用して講演会、展示会等を行おうとする者又はあいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の専用利用（これと併せて催事室を利用し、及び第十三条の二第一項の展示物の観覧をし、又はさせることを含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

２　ミュージアムの駐車場は、ミュージアムを利用する者でなければ、利用することができない。

（着陸料等）

第十三条　次の第一号から第四号までに掲げる者からは別表第一に定める額の着陸料、時間外離陸料、停留料又はその他滑走路等使用料を、第五号に掲げる者からは別表第二に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料又は駐車場使用料を、第六号に掲げる者からは別表第三に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）のミュージアム専用利用料を徴収する。

一　航空機の着陸（着陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のため飛行場の滑走路等を利用する者

二　運用時間外に航空機の離陸（離陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のため飛行場の滑走路等を利用する者

三　航空機の停留のため六時間以上継続して飛行場のエプロンを利用する者

四　第四条第一項に規定する知事が定める行為のため飛行場の滑走路等を利用する者

五　前条第一項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。）

六　ミュージアムの専用利用に係る前条第一項の許可を受けた者

２　着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料、駐車場使用料及びミュージアム専用利用料（以下「着陸料等」という。）は、知事が指定する日までに納付しなければならない。

３　納付された着陸料等は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一　第十五条第二項の規定に基づき、知事が前条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二　前条第一項の許可を受けた者が、知事の承認を受けて利用を中止したとき。

４　知事は、特別の理由があると認めるときは、着陸料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

５　着陸料等を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

６　第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

（観覧料）

第十三条の二　ミュージアムにおいてミュージアムが主催して展示する航空機に関する展示物を観覧しようとする者は、別表第四に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

一　小学校就学前の者

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

四　厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者

五　次に掲げる者に付き添って観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。

イ　第二号に掲げる者のうち身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されているもの

ロ　第三号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されているもの

ハ　前号に掲げる者のうち療育手帳に第一種知的障害者と記載されているもの

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を展示物の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。

３　納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

４　知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金）

第十三条の三　知事は、第十八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第十二条第一項の催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用及び前条第一項の展示物の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合においては、次に掲げる者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十三条第一項又は前条第一項の規定は、適用しない。

一　第十二条第一項の許可を受けた者（催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用の許可を受けた者に限る。）

二　前条第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）

３　利用料金の額は、別表第二に定める催事室使用料及び駐車場使用料（ミュージアムの駐車場に係るものに限る。以下この項において同じ。）の額に相当する額、別表第三に定めるミュージアム専用利用料の額に相当する額又は別表第四に定める観覧料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該催事室使用料及び駐車場使用料の額に相当する額、当該ミュージアム専用利用料の額に相当する額又は当該観覧料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額とする。ただし、第十二条第一項の催事室の利用又はミュージアムの専用利用に係る利用料金については、特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額とする。

４　指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

５　知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

６　第十三条第三項及び第四項の規定は第十二条第一項の催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用に係る利用料金について、前条第二項から第四項までの規定は同条第一項の展示物の観覧に係る利用料金について準用する。この場合において、第十三条第三項中「場合」とあるのは「場合（ミュージアムの専用利用に係るものにあっては、第一号に掲げる場合に限る。）」と、「還付しない」とあるのは「還付しない。ただし、ミュージアムの専用利用に係る前条第一項の許可を受けた者が指定管理者の承認を受けて利用を中止した場合にあっては、指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる」と、同項第二号、同条第四項並びに前条第二項及び第四項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（許可の条件）

第十四条　知事は、飛行場の管理上必要があると認めるときは、この条例の規定による許可に条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第十五条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、当該行為を制止し、又は飛行場からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

一　この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは指示に従わなかった者

二　前条の規定により許可に付けられた条件に違反した者

三　偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

四　前三号に掲げるもののほか、飛行場の管理上支障がある行為をした者

２　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は利用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

一　飛行場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二　飛行場の管理に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、公共の福祉のためやむを得ない必要が生じたとき。

（指示及び調査）

第十六条　知事は、飛行場の管理上必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設若しくは催事室の利用又はミュージアムの専用利用の許可を受けた者に対し、その利用について指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（損害賠償）

第十七条　故意又は過失によって飛行場の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第十八条　知事は、法人その他の団体であって知事が指定するものに、飛行場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

一　この条例の規定（次条第一項及び第二十一条第一項後段の規定を除く。）により知事に提出される申請書及び届出書を受け付け、並びに許可書を交付し、又は許可に係る通知を伝達すること（第四条第一項の規定による届出及び第五条第一項ただし書の規定による許可の申請に関するものにあっては、自衛隊に係るものを除く。）。

二　第四条第二項の規定により飛行場の管理上必要な指示をすること（航空機の停留に関するものに限るものとし、自衛隊に対するものを除く。）。

三　第八条の規定により入場を制限し、若しくは禁止し、又は入場した者の行為（立入制限区域内におけるものを除く。）を制限すること。

四　第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設、催事室若しくは駐車場の利用又はミュージアムの専用利用を許可すること。

五　第十三条第三項第二号の規定により催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用の許可に係る利用の中止を承認すること。

六　第十四条の規定により第十二条第一項の規定による許可に条件を付けること。

七　第十五条第一項の規定により第十二条第一項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

八　第十六条の規定により利用について指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させること。

九　飛行場の施設の点検、清掃、補修その他の維持管理を行うこと。

十　ミュージアムを運営すること。

（指定管理者の指定の手続）

第十九条　前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

２　知事は、前条の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により最も適切に同条各号に掲げる業務（以下「指定管理者業務」という。）を行うことができると認める者を指定するものとする。

一　指定管理者業務の実施に関する計画がその適確な実施のために適切であること。

二　前号の計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

三　前二号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

３　知事は、前条の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第二十条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二　飛行場の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三　指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（自衛隊の利用に関する特例等）

第二十一条　自衛隊の航空機による飛行場の運用時間外の離着陸のための飛行場の滑走路等の利用については、第三条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、自衛隊は、当該利用をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

２　知事は、自衛隊による飛行場の使用に関し必要な事項について、防衛大臣と協議するものとする。

（規則への委任）

第二十二条　この条例に定めるもののほか、飛行場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第二十三条　詐欺その他不正の行為により、第十三条第一項の規定による着陸料等又は第十三条の二第一項の規定による観覧料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

２　第十五条の規定による知事の命令に違反した者に対しては、五万円以下の過料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十八条、第十九条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（平成十七年二月規則第三号で、同十七年二月十七日から施行）

（着陸料等に関する特例）

２　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する者の当該利用に係る着陸料の額は、当分の間、別表第一に定める着陸料の額に十分の七を乗じて得た額に相当する額とする。

３　航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む者であって、当該事業の本拠となる事務所の用に供するため、第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用の許可を受けた者（以下「拠点国内定期航空運送事業者」という。）が旅客の運送の事業のため使用するコミューター航空機（客席数が百以下のものに限る。以下同じ。）の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する場合における当該利用に係る着陸料の額は、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間の着陸に係るものに限り、別表第一に定める着陸料の額に三分の一を乗じて得た額に相当する額とする。

４　拠点国内定期航空運送事業者が旅客の運送の事業のため使用するコミューター航空機の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する場合における当該利用に係る着陸料の額を算定する場合における別表第一の規定の適用については、当分の間、同表の一中「一回」とあるのは、「一回（一の航空機が一の訓練飛行のため二回以上の着陸をする場合にあっては、訓練飛行一回）」とする。

５　拠点国内定期航空運送事業者が第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用（当該事業の本拠となる事務所の用に供するためのものに限る。）の許可を受けた場合における当該利用に係る業務用施設使用料の額は、平成二十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の利用に限り、一平方メートル一月につき千七百円（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）とする。

６　コミューター航空機の旅客が第十二条第一項の規定により飛行場の駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）の利用（平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）の許可を受けた場合における当該旅客に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「駐車場使用料」とあるのは、「駐車場使用料（飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者のうち、一般駐車をする者にあっては、附則別表に定める額の駐車場使用料）」とする。

７　附則第二項及び第三項の場合において、着陸料の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附則別表（附則第六項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 駐車場使用料の額 |
|  | 利用時間が二十四時間以内のとき | 別表第二の規定の例により計算して得た額 |
|  | 利用時間が二十四時間を超え四十八時間以内のとき | 大型自動車 | 駐車場への入場の時から二十四時間を経過した時から出場の時までに経過した利用時間（以下「二十四時間経過後の利用時間」という。）について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、〇〇〇円を加算した額（その額が三、〇〇〇円を超えるときは、三、〇〇〇円） |
|  | 普通自動車 | 二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額（その額が一、五〇〇円を超えるときは、一、五〇〇円） |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、五〇〇円を加算した額（その額が七五〇円を超えるときは、七五〇円） |
| 利用時間の全部が通常期内にある場合 | 利用時間が四十八時間を超え三百三十六時間以内のとき | 大型自動車 | 駐車場への入場の時から四十八時間を経過した時から出場の時までに経過した利用時間（以下「四十八時間経過後の利用時間」という。）について別表第二の規定の例により計算して得た額に、三、〇〇〇円を加算した額（その額が四、〇〇〇円を超えるときは、四、〇〇〇円） |
|  | 普通自動車 | 四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、五〇〇円を加算した額（その額が二、〇〇〇円を超えるときは、二、〇〇〇円） |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、七五〇円を加算した額（その額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円） |
|  | 利用時間が三百三十六時間を超えるとき | 大型自動車 | 駐車場への入場の時から三百三十六時間を経過した時から出場の時までに経過した利用時間（以下「三百三十六時間経過後の利用時間」という。）について別表第二の規定の例により計算して得た額に、四、〇〇〇円を加算した額 |
|  | 普通自動車 | 三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、〇〇〇円を加算した額 |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額 |
|  | 利用時間が二十四時間以内のとき | 別表第二の規定の例により計算して得た額 |
|  | 利用時間が二十四時間を超え四十八時間以内のとき | 大型自動車 | 二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、四、〇〇〇円を加算した額（その額が五、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇円） |
|  | 普通自動車 | 二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、〇〇〇円を加算した額（その額が二、五〇〇円を超えるときは、二、五〇〇円） |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額（その額が一、二五〇円を超えるときは、一、二五〇円） |
| その他の場合 | 利用時間が四十八時間を超え三百三十六時間以内のとき | 大型自動車 | 四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、五、〇〇〇円を加算した額（その額が六、〇〇〇円を超えるときは、六、〇〇〇円） |
|  | 普通自動車 | 四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、五〇〇円を加算した額（その額が三、〇〇〇円を超えるときは、三、〇〇〇円） |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、二五〇円を加算した額（その額が一、五〇〇円を超えるときは、一、五〇〇円） |
|  | 利用時間が三百三十六時間を超えるとき | 大型自動車 | 三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、六、〇〇〇円を加算した額 |
|  | 普通自動車 | 三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、三、〇〇〇円を加算した額 |
|  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、五〇〇円を加算した額 |

備考　この表において、「通常期」とは別表第二備考第一号ハに規定する通常期を、「大型自動車」とは同号ホに規定する大型自動車を、「普通自動車」とは同号ヘに規定する普通自動車を、「二輪自動車」とは同号トに規定する二輪自動車を、「原動機付自転車」とは同号チに規定する原動機付自転車をいう。

附　則（平成十六年十二月二十一日条例第七十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十九年三月二十三日条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十年三月二十五日条例第十二号）

１　この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「六十」を「百」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

２　改正前の愛知県名古屋飛行場条例附則第七項に規定する場合における愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用については、なお従前の例による。

附　則（平成二十年十月十四日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十二年三月二十六日条例第十号）

１　この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の愛知県名古屋飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の本拠となる事務所の用に供するためのものに限る。）の許可を受けた者からは、改正前の愛知県名古屋飛行場条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県名古屋飛行場条例附則第五項に定める額の業務用施設使用料を徴収することができる。

附　則（平成二十三年三月二十二日条例第十七号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（平成二十六年三月二十八日条例第十九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二十六年十月十四日条例第六十号）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）前に愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者（一般駐車をする者に限る。）が施行日以後に駐車場から自動車を出場させる場合における当該利用に係る駐車場使用料の額については、改正後の愛知県名古屋飛行場条例附則別表及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　施行日前に施行日以後の愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者（定期駐車をする者に限る。）からは、改正前の愛知県名古屋飛行場条例別表第二の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県名古屋飛行場条例別表第二に定める額の駐車場使用料を徴収することができる。

附　則（平成二十八年七月八日条例第四十一号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（ビジネス航空専用施設に係る部分に限る。）、第十三条第一項及び第二項の改正規定（ビジネス航空専用施設使用料に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条第四号及び第七号の改正規定（ビジネス航空専用施設に係る部分に限る。）、附則別表備考以外の部分及び別表第二会議室使用料の項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同表駐車場使用料の項の改正規定（あいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分を除く。）並びに同表備考第六号イ及びロの改正規定は、平成二十八年七月十五日から施行する。

２　改正後の愛知県名古屋飛行場条例の規定（あいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分に限る。）は、規則で定める日以後のあいち航空ミュージアムの管理及び利用、展示物の観覧並びにあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用について適用する。

（平成二十八年九月規則第五十八号で、平成二十九年十一月三十日以後のあいち航空ミュージアムの管理及び利用、展示物の観覧並びにあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用について適用）

附　則（平成二十九年三月二十八日条例第九号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条第五号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成三十年三月二十七日条例第十二号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

２　平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

３　この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年十二月二十四日条例第六十四号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の愛知県名古屋飛行場条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に催事室の利用の許可に係る申請をする者の当該利用について適用し、同日前に催事室の利用の許可に係る申請をした者の当該利用については、なお従前の例による。

附　則（令和三年三月二十六日条例第二十二号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第十三条関係）

一　着陸料

着陸一回につき、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）にあっては次の１及び３の額の合計額、その他の航空機にあっては次の２及び３の額の合計額（運用時間外の着陸にあっては、その額に一・〇五を乗じて得た額）（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額）

１　航空機の最大離陸重量を次の(１)から(４)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額

(１)　二十五トン以下の重量については、一トン（一トン未満は、一トンとして計算する。以下同じ。）ごとに千五十円

(２)　二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに千四百八十円

(３)　百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに千八百円

(４)　二百トンを超える重量については、一トンごとに千九百五十円

２　航空機の最大離陸重量を次の(１)及び(２)に区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（六トン以下の航空機については、千円）

(１)　六トン以下の重量については、当該重量に対し七百円

(２)　六トンを超える重量については、一トンごとに五百九十円

３　国際民間航空条約（昭和二十八年条約第二十一号）の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値その他これに準ずるものと知事が認める騒音値）を相加平均して得た値（一ＥＰＮデシベル未満は、一ＥＰＮデシベルとして計算する。）から八十三（回転翼航空機にあっては、八十三を下回らない範囲内において知事が定める数値）を減じた値（その値が負数となるときは、零とする。）に三千四百円を乗じて得た額

二　時間外離陸料

離陸一回につき、ジェット機にあっては一の１及び３の額の合計額に、その他の航空機にあっては一の２及び３の額の合計額に〇・〇五を乗じて得た額（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額）

三　停留料

停留一回につき、その停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。以下この表において同じ。）ごとに、次の１及び２の航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量を(１)から(３)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（百六十八時間を超える停留にあっては、その超える停留時間二十四時間ごとに、次の１及び２の航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量を(１)から(３)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額に一・五を乗じて得た額を加算した額）（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額）

１　二十三トン以下の航空機

(１)　三トン以下の重量については、当該重量に対し八百十円

(２)　三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し八百十円

(３)　六トンを超え二十三トン以下の重量については、一トンごとに三十円

２　二十三トンを超える航空機

(１)　二十五トン以下の重量については、一トンごとに九十円

(２)　二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに八十円

(３)　百トンを超える重量については、一トンごとに七十円

四　その他滑走路等使用料

知事が定める行為ごとに、知事が定める額

備考

一　自衛隊の航空機の離着陸等にあっては、この表に定める額に、知事が自衛隊による飛行場の離着陸区域（航空機の離着陸及びこれに必要な工作物の設置の用に供する区域をいう。）の利用の状況、自衛隊により実施される飛行場の管理に資する活動の内容等を勘案して当該利用についての自衛隊の負担が適正なものとなるよう定める率を乗じて得た額とする。

二　着陸料、時間外離陸料及び停留料の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第二（第十三条、第十三条の三関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議室使用料等の区分 | 区分 | 単位 | 会議室使用料等の額 |
| （単位円） |
| 会議室使用料 |  | 一時間につき | 七、七〇〇 |
| ビジネス航空専用施設使用料 |  | 一時間につき | 一一、九〇〇 |
| 業務用施設使用料 |  | 一平方メートル一月につき | 四、六〇〇 |
| 催事室使用料 |  | 全日 | 五〇、四〇〇 |
| 時間外一時間につき | 一一、二〇〇 |
|  |  |  | 通常期 | 大型自動車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、当該入場の時から一時間を経過した時から出場の時までに経過した利用時間（以下「一時間経過後の利用時間」という。）一時間につき | 二〇〇 |
|  |  |  | 普通自動車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 一〇〇 |
| 駐車場使用料 | 駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。） | 一般駐車 | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 五〇 |
| 混雑期 | 大型自動車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 四〇〇 |
|  |  |  | 普通自動車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 二〇〇 |
|  |  |  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 一〇〇 |
|  |  | 定期駐車 | 大型自動車 | 一台一月につき | 一五、二〇〇 |
|  |  | 普通自動車 | 一台一月につき | 七、六〇〇 |
|  |  | 二輪自動車又は原動機付自転車 | 一台一月につき | 三、八〇〇 |
|  | ミュージアムの駐車場 | 駐車場への入場一台一回ごとに、一時間経過後の利用時間一時間につき | 二〇〇 |

備考

一　この表において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ　全日　午前九時から午後六時までをいう。

ロ　時間外　午後六時以後をいう。

ハ　通常期　混雑期以外の期間をいう。

ニ　混雑期　四月二十九日から五月五日まで、八月十三日から同月十五日まで及び十二月二十九日から翌年一月三日までの期間その他駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）の混雑が予想される期間として知事が定める期間をいう。

ホ　大型自動車　普通自動車及び二輪自動車以外の自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

ヘ　普通自動車　二輪自動車以外の自動車でその高さが二・一メートル以下であり、かつ、その総重量が二・五トン以下のものをいう。

ト　二輪自動車　自動車で二輪のもの（側車付きのものを含む。）をいう。

チ　原動機付自転車　道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

二　業務用施設の利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

三　業務用施設又は定期駐車の利用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。この場合において、その計算して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

四　一般駐車の一時間経過後の利用時間を駐車場への入場の時から一時間を経過した時から一時間ごとに区分した各時間又は一時間経過後の利用時間の一時間未満の端数の時間が通常期と混雑期にまたがるときは、当該時間は、その全部が混雑期内にあるものとみなす。

五　一般駐車に係る駐車場使用料の額は、利用時間二十四時間までごとに計算するものとし、その計算して得た額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えるときは、当該定める額とする。

イ　当該二十四時間までごとの利用時間の全部が通常期内にある場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(１)　大型自動車　二千円

(２)　普通自動車　千円

(３)　二輪自動車及び原動機付自転車　五百円

ロ　その他の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(１)　大型自動車　四千円

(２)　普通自動車　二千円

(３)　二輪自動車及び原動機付自転車　千円

六　一般駐車及びミュージアムの駐車場の一時間経過後の利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

七　催事室を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

別表第三（第十三条、第十三条の三関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | ミュージアム専用利用料の額 |
| 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他一般観覧日 | 一般観覧時間の終了後三十分を経過した時から三時間 | 四〇二、三〇〇円に観覧料相当額を加算した額 |
| 定期休日 | 一般観覧時間の開始時刻に相当する時刻から午後十時までの間のうち三時間 | 四〇二、三〇〇円に観覧料相当額を加算した額 |
| その他の日 | 一般観覧時間に相当する時間 | 五〇二、五〇〇円に観覧料相当額を加算した額 |

備考

一　この表において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ　一般観覧日　ミュージアムを第十三条の二第一項の展示物の観覧（ミュージアムの専用利用に係るものを除く。以下「一般観覧」という。）の用に供する日をいう。

ロ　定期休日　ミュージアムを一般観覧の用に供しない日として第二十二条の規則で定める日をいう。ただし、その日が臨時に変更された場合における変更前及び変更後の日並びに臨時に設けられた日を除く。

ハ　一般観覧時間　ミュージアムを一般観覧の用に供する時間として第二十二条の規則で定める時間をいう。

ニ　観覧料相当額　ミュージアムの専用利用に係る第十三条の二第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）の別表第四団体（二十人以上）の項区分の欄に掲げる区分ごとの人数に、それぞれ同項観覧料の額の欄に定める額を乗じて得た額の合計額をいう。

二　単位の欄に掲げる時間の終了後引き続き利用する場合のミュージアム専用利用料の額は、この表に定める額に、その終了後の利用時間三十分ごとに六七、〇〇〇円を加算した額とする。

別表第四（第十三条の二、第十三条の三関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 観覧料の額 |
| （単位円） |
|  | 中学生又は小学生 | 一人一回につき | 五〇〇 |
|  | 一人一年につき | 二、〇〇〇 |
| 個人 | 大学生又は高校生 | 一人一回につき | 八〇〇 |
| 一人一年につき | 三、五〇〇 |
|  | その他の者 | 一人一回につき | 一、〇〇〇 |
|  | 一人一年につき | 四、五〇〇 |
|  | 中学生又は小学生 | 一人一回につき | 四〇〇 |
| 団体（二十人以上） | 大学生又は高校生 | 一人一回につき | 六四〇 |
|  | その他の者 | 一人一回につき | 八〇〇 |
| 航空交通の発達に資する博物館その他の施設として知事が定めるものをミュージアムと併せて観覧する方法として知事が定める方法により観覧する場合 | 中学生又は小学生 | 一人一回につき | 四〇〇円以内で知事が定める額 |
| 大学生又は高校生 | 一人一回につき | 六四〇円以内で知事が定める額 |
| その他の者 | 一人一回につき | 八〇〇円以内で知事が定める額 |
| 中学生又は小学生が学校行事として観覧する場合及び当該場合においてこれらの者の引率者が観覧する場合 | 一人一回につき | 三〇〇 |
| 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の行事として観覧する小学校就学前の者の引率者が観覧する場合 | 一人一回につき | 三〇〇 |

愛知県名古屋飛行場管理規則

平成十六年十二月十七日

規則第七十一号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 改正 | 平成一七年　三月　四日規則第八号 | 平成二八年　七月　八日規則第五七号 |  |
|  | 　 | 平成二八年　九月三〇日規則第六〇号 | 平成二九年　三月二八日規則第七号 |  |
|  | 　 | 平成三〇年　三月二七日規則第一二号 | 平成三一年　三月二六日規則第一六号 |  |
|  |  | 令和　元年　六月二八日規則第四九号 | 令和　元年一二月二四日規則第七九号 |  |
|  |  | 令和　二年一二月二八日規則第八〇号 | 令和　三年一二月一七日規則第五九号 |  |

愛知県名古屋飛行場管理規則をここに公布する。

愛知県名古屋飛行場管理規則

（趣旨）

第一条　この規則は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

（運用時間外の利用の許可）

第二条　愛知県名古屋飛行場条例（平成十六年愛知県条例第四十四号。以下「条例」という。）第三条第一項の許可を受けようとする者は、運用時間外等利用許可申請書（様式第一）を知事（条例第十八条の規定により指定管理者が指定された場合にあっては、指定管理者。第三項、第四条第二項、第五条、第六条第二項、第七条から第九条まで、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二、第十一条の三、第十一条の五並びに第十一条の六第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情により運用時間外等利用許可申請書を提出することができないときは、電話その他の方法により申請することができる。

３　前項の規定により申請をした者は、同項に規定する事情がなくなったときは、速やかに、運用時間外等利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（滑走路等の利用の届出）

第三条　条例第四条第一項の届出は、滑走路等利用（変更）届出書（様式第二）によりしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項、次条第二項、第五条又は第六条第二項の規定による申請をした者は、当該申請をもって前項の届出をしたものとみなす。

３　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の届出について準用する。

（離着陸等に相当する行為についての制限）

第四条　条例第四条第一項に規定する知事が定める行為は、飛行場の運用時間の範囲内において知事が定める時間内において行わなければならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、運用時間外等利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（制限重量超過航空機の使用の許可）

第五条　条例第五条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、制限重量超過航空機使用許可申請書（様式第三）を知事に提出しなければならない。

（航空機の重量制限）

第六条　条例第四条第二項に規定する利用者は、条例第五条第二項各号に掲げる航空機の主脚の型式の区分のいずれにも該当しない航空機であって、国際民間航空条約（昭和二十八年条約第二十一号）の附属書十四に定めるところによる航空機等級番号が六十三を超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限重量超過航空機使用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（立入制限区域への立入りの許可）

第七条　条例第九条の許可を受けようとする者は、立入制限区域内立入許可申請書（様式第四、様式第五又は様式第六）を知事に提出しなければならない。

（車両の運行等の許可）

第八条　条例第十条第一項の許可を受けようとする者は、立入制限区域内車両運行許可申請書（様式第五、様式第六又は様式第七）を知事に提出しなければならない。

２　条例第十条第二項の許可を受けようとする者は、立入制限区域内車両運転許可申請書（様式第五、様式第六又は様式第八）を知事に提出しなければならない。

３　条例第十条第三項ただし書の許可を受けようとする者は、車両駐車等許可申請書（様式第九）を知事に提出しなければならない。

（爆発物の携帯等の許可）

第九条　条例第十一条ただし書の許可を受けようとする者は、爆発物携帯等許可申請書（様式第十）を知事に提出しなければならない。

（ミュージアムの休業日等）

第九条の二　あいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を次に掲げる観覧又は利用の用に供しない日及びミュージアムの駐車場の休業日（以下「休業日等」という。）は、火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）とする。

一　条例第十三条の二第一項の展示物の観覧（ミュージアムの専用利用（これと併せて催事室を利用し、及び同項の展示物の観覧をし、又はさせることを含む。以下同じ。）に係るものを除く。以下「一般観覧」という。）

二　催事室の利用（ミュージアムの専用利用に係るものを除く。）

２　知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日等を変更し、又はミュージアムの休館日若しくは休業日等を設けることができる。

３　指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に休業日等を変更し、又はミュージアムの休館日若しくは休業日等を設けることができる。

（会議室等の利用時間）

第十条　飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設、ミュージアム並びに駐車場の利用時間は、次のとおりとする。

一　会議室及びビジネス航空専用施設　午前七時から午後十時まで

二　業務用施設　終日

三　ミュージアム　午前九時三十分から午後五時まで。ただし、催事室にあっては、午前九時から午後六時まで

四　駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。以下この号において同じ。）　終日（駐車場に自動車若しくは原動機付自転車を入場させ、又は駐車場から自動車若しくは原動機付自転車を出場させることができる時間は、知事が別に定める時間とする。）

五　ミュージアムの駐車場　午前九時から午後五時三十分まで

２　一般観覧をするためミュージアムに入館できる時間（以下「入館時間」という。）は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

３　第一項の規定にかかわらず、ミュージアムの専用利用をする場合のミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　土曜日、日曜日、休日その他ミュージアムを一般観覧の用に供する日　午後五時三十分から午後十時まで

二　前号に掲げる日以外の日　午前九時三十分から午後五時（火曜日（当該火曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）にあっては、午後十時）まで

４　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が利用する場合のミュージアムの駐車場の利用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　催事室を利用する者（次号に掲げる者を除く。）　午前八時三十分から午後六時三十分まで

二　ミュージアムの専用利用をする者　ミュージアムの専用利用の開始時刻の三十分前からその終了時刻の三十分後まで

５　知事は、必要があると認めるときは、臨時に第一項若しくは前二項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

６　指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間（ミュージアム及びミュージアムの駐車場の利用時間に限る。）若しくは第三項若しくは第四項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

（会議室等の利用の許可）

第十一条　条例第十二条第一項の許可を受けようとする者（第三項及び第五項に規定する者を除く。）は、会議室等利用許可申請書（様式第十一）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定により会議室等利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、会議室等利用許可書（様式第十一の二）を交付するものとする。

３　ミュージアムの専用利用をしようとする者は、ミュージアム専用利用許可申請書（様式第十二）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項の規定によりミュージアム専用利用許可申請書を提出した者についてミュージアムの専用利用を許可したときは、ミュージアム専用利用許可書（様式第十二の二）を交付するものとする。

５　駐車場を利用しようとする者（定期駐車のために駐車場を利用しようとする者を除く。）は、駐車券の交付をもって条例第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

６　前各項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設、催事室並びに駐車場（以下「会議室等」という。）を利用する権利並びにミュージアムの専用利用をする権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（会議室等の利用の変更の許可）

第十一条の二　利用者（ミュージアムの専用利用の許可を受けた者及び前条第五項の規定により利用の許可を受けた者を除く。次条第一項において同じ。）は、会議室等の利用期間その他会議室等利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、会議室等利用変更許可申請書（様式第十三）に会議室等利用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

２　ミュージアムの専用利用の許可を受けた者は、利用日時その他ミュージアム専用利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、ミュージアム専用利用変更許可申請書（様式第十三の二）にミュージアム専用利用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（会議室等の利用の取消しの承認）

第十一条の三　利用者は、会議室等の利用の取消しをしようとするときは、会議室等利用取消承認申請書（様式第十四）に会議室等利用許可書を添えて速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　ミュージアムの専用利用の許可を受けた者は、ミュージアムの専用利用の取消しをしようとするときは、ミュージアム専用利用取消承認申請書（様式第十四の二）にミュージアム専用利用許可書を添えて速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用料金の還付額）

第十一条の四　条例第十三条の三第六項の規定により読み替えて準用する条例第十三条第三項ただし書の規定により還付する額は、当該ミュージアムの専用利用に係る利用料金の額（観覧料相当額（ミュージアムの専用利用に係る条例第十三条の二第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）の条例別表第四団体（二十人以上）の項区分の欄に掲げる区分ごとの人数に、それぞれ同項観覧料の額の欄に定める額を乗じて得た額の合計額をいう。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に次の各号に掲げる当該ミュージアムの専用利用をする日の区分に応じ当該各号に定める割合（第十一条の二第二項及び前条第二項の規定による申請のあった日（以下この項において「申請日」という。）が当該利用料金の額の納期限の日以前の日である場合は、十分の十）を乗じて得た額とする。

一　土曜日、日曜日、休日その他ミュージアムを一般観覧の用に供する日及び火曜日（当該火曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）　次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　当該ミュージアムの専用利用をする日（以下「利用日」という。）の三月前の日の前日まで　十分の十

ロ　利用日の三月前の日から利用日の二月前の日まで　十分の五

ハ　利用日の二月前の日の翌日から利用日の一月前の日まで　十分の三

二　前号に掲げる日以外の日　次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　利用日の六月前の日の前日まで　十分の十

ロ　利用日の六月前の日から利用日の三月前の日まで　十分の五

ハ　利用日の三月前の日の翌日から利用日の一月前の日まで　十分の三

２　指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を変更することができる。

（会議室等の利用後の届出）

第十一条の五　利用者（第十一条第五項の規定により利用の許可を受けた者を除く。）は、会議室等の利用若しくはミュージアムの専用利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した設備を原状に回復し、その旨を知事に届け出なければならない。

（観覧券の交付）

第十一条の六　一般観覧をしようとする者（条例第十三条の二第一項各号に掲げる者及び同条第四項（条例第十三条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定により観覧料（条例第十三条の三第一項に規定する条例第十三条の二第一項の展示物の観覧に係る料金を含む。以下同じ。）の全部を免除された者並びに同条第二項（条例第十三条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定により観覧料を展示物の観覧後に納付させる者を除く。）は、観覧料の納付と引換えに観覧券（様式第十五）の交付を受けるものとする。

２　団体で観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書（様式第十六）を知事に提出しなければならない。

３　中学校又は小学校の学校行事で観覧券の交付を受けようとするときは、その学校の代表者は、あらかじめ学校行事観覧券交付申込書（様式第十七）を知事に提出しなければならない。

（利用料金の承認に係る公告の方法）

第十一条の七　条例第十三条の三第五項の規定による公告は、飛行場の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第十二条　条例第十九条第一項の規定による申請は、知事が定める期間内に、指定管理者指定申請書（様式第十八）を知事に提出することにより行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに準ずるもの

二　申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの

三　指定管理者業務の実施に関する計画を記載した書類

四　知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

五　組織及び運営に関する事項を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（自衛隊の利用に関する特例）

第十三条　自衛隊の航空機の離着陸等のための飛行場の滑走路等の利用に係る条例第四条第一項の届出については、第三条第一項の規定は、適用しない。

２　自衛隊の航空機による第四条第一項の規定により知事が定める時間外の条例第四条第一項に規定する知事が定める行為のための飛行場の滑走路等の利用については、第四条第一項ただし書の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、自衛隊は、当該利用をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

（雑則）

第十四条　この規則に定めるもののほか、飛行場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

２　条例第十八条の規定により指定された指定管理者は、前項の規定により知事が定めるもののほか、知事の承認を受けて飛行場の管理に関し必要な事項（飛行場のターミナルビル、ミュージアム及び駐車場（立入制限区域を除く。）の利用に関するものに限る。）を定めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。

（愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定に関する規則の廃止）

２　愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定に関する規則（平成十六年愛知県規則第六十号）は、廃止する。

（立入制限区域内立入許可申請書等の特例）

３　この規則の施行の日から平成十七年二月二十八日までの間の飛行場の立入制限区域への立入り等に係る条例第九条及び第十条の許可の申請については、第七条及び第八条に規定する様式によるほか、知事が別に定める様式によることができる。

附　則（平成十七年三月四日規則第八号）

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附　則（平成二十八年七月八日規則第五十七号）

この規則は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び様式第十一備考第二号ウを削る改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十八年九月三十日規則第六十号）

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の愛知県名古屋飛行場管理規則（以下「新規則」という。）の規定（あいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分に限る。）は、平成二十九年十一月三十日以後のあいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用並びに愛知県名古屋飛行場条例（平成十六年愛知県条例第四十四号）第十三条の二第一項の展示物の観覧について適用する。

２　この規則の施行の際現に愛知県名古屋飛行場条例第十二条第一項の規定による飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設並びに駐車場の利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用については、新規則第十一条の二から第十一条の四までの規定は、適用しない。

附　則（平成二十九年三月二十八日規則第七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（平成三十年三月二十七日規則第十二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三十一年三月二十六日規則第十六号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和元年十二月二十四日規則第七十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

１　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和三年十二月十七日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式略

（資料４）

指定管理業務経費推移

